

令和 3 年度から令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)  
 ～メールでの質疑応答～

作成日：令和 3 年 4 月 22 日

【2. 補助対象事業】	
Q2-4:	再エネ発電設備を A 国に導入して運営し、発電した電力は B 国にある電力会社に売買する場合、この事業は設備補助事業として対象となるのか。なる場合はどちらのパートナー国を対象とした二国間のクレジットが発行されるのか。(A 国と B 国はどちらも JCM パートナー国である)
A2-4:	設備補助事業は二国間クレジット制度を前提としたものであり、日本とパートナー国の二国間での事業を対象としますので、原則クレジット配分が 3 か国以上に係るような場合は対象になりません。契約内容やパートナー国間の協議に係る要素もありますので、個別にお問い合わせください。
Q2-5:	「インフラシステム海外展開戦略」では、カーボンニュートラルに向けて日本の優れた技術の活用が方針に打ち出されている。他方、公募 QA の A2-16 では、設備補助事業は日本製の設備に限定したのではなく、優れた脱炭素技術等であれば構わないとの記載がある。例えば、海外メーカーが主流の風力発電分野で日本製の設備は必須でない場合、海外製品でも基礎審査項目の 11)を満たしているか。
A2-5:	審査を行うにあたり、導入する設備が日本製の設備ではないことをもってインフラシステム海外展開戦略に沿っていないとは判断致しません。
Q2-19:	「公募要領 別添 5 技術別採択条件」の「2. 太陽光発電+蓄電池」に関する条件は、太陽光発電+蓄電池以外の発電機器が接続してある場合でも適用されるのか。太陽光発電+蓄電池の場合にのみ、この条件が適用されるのか。
A2-19:	「公募要領 別添 5 技術別採択条件」は、太陽光発電以外の発電機器の接続の有無によらず、太陽光発電に蓄電池を組み合わせ導入される事業に適用されます。
Q2-20:	「公募要領 別添 5 技術別採択条件」の「②蓄電池容量は、発電時間における太陽光発電モジュールの発電電力容量の 20%以上の値」というのは、太陽光発電モジュールが 100kW の場合、20%の出力 20kW 以上の蓄電池という意味なのか。蓄電量 20kWh 以上の蓄電池という意味なのか。
A2-20:	太陽光発電モジュールの発電電力容量が 100kW だった場合、その 20%(20kW)以上を 1 時間分蓄電できる容量(20kWh 以上)が蓄電池の容量として求められます。
【8. 取得財産の管理・返還義務】	
Q8-22:	「交付規程第 15 条(交付決定の解除等)」に該当し補助金返還が必要と判断された場合、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」の別添の第 4 条 2 項に記載の通り、法定耐用年数の残存期間に応じた補助金の返還が求められるのか。例えば、JCM 補助金対象設備で法定耐用年数が 10 年、補助事業者側の事由(経済的理由等)により 5 年で運転を止めた場合、残りの 5 年分について補助金返還が必要となるのか。
A8-22:	返還すべき補助金の額は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第4 財産処分納付金の額」に基づいて金額を決定いたします。 「第4 財産処分納付金の額」のうち「1. 有償譲渡又は有償貸付」、「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」、「3. 担保に供する処分」のいずれの場合であっても、上限額は「残存年数納付金額」となりますが、返還すべき補助金の額は各ケースによって異なりますので、個別にお問い合わせください。

## 【9. JCM 制度・方法論・MRV・クレジット】

Q9-23:	令和3年度公募から変更されたクレジット配分の考え方では、例えば補助率が25%の場合でも日本側(日本政府・日本企業)に最低30%配分されることですが、日本側に30%配分されることが決まった場合、日本政府と日本企業の配分はどのように決まるのでしょうか。同様に、相手国側(相手国政府・相手国企業(共同事業者))に70%配分されることが決まった場合、相手国政府と相手国企業の配分の目安はあるのでしょうか。
A9-23:	原則として、相手国との協議結果によりますが、日本側に30%配分されることが決まった場合、日本政府と日本企業の配分割合は個別に協議することとなります。相手国側に70%配分されることが決まった場合における相手国政府と相手国企業の配分割合についても、相手国政府と相手国企業が協議して決めることとなります。
Q9-24:	今年度分から新しいクレジット配分の考え方が適用されることだが、昨年度以前に採択された案件については発行されたクレジットの50%以上を日本国政府に納めるという従来の配分の考え方が適用されるのか、或いは新しい配分の考え方が適用されるのか。
A9-24:	今年度の公募におけるクレジット配分の考え方は今年度の採択案件に適用されます。昨年度以前に採択された案件については適用されません。

## 【12. その他】

Q12-11:	スリランカ国が、新たなJCMの締結国になる可能性はどうか。
A12-11:	日本政府としてスリランカを含む様々な国とJCMに関する交渉を行っていると理解しております。スリランカが署名国となる可能性はございますが、現時点では未定です。

以上